

(総 則)

- 第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて、発注者の指定する場所に配車し、係員の指示に従い運行するとともに、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この業務について仕様書等又は契約条項に明示されていない事項でも、業務の性質上当然必要なものは、発注者の指示に従い受注者の負担で行うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約に関する催告、届出、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(車輛の管理)

第2条 受注者の配車する車輛は、厳密な車輛管理による完全な車輛とし、万一事故若しくは運行不能な故障を生じたときは、直ちに代替車を配車しなければならない。

(費用の負担等)

- 第3条 受注者の配車する車輛の運行に必要な燃料その他消耗品及び駐車に必要な費用は、一切受注者の負担とする。
- 2 前項のほか、事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の故意又は過失により人身、財物等に損傷を与えたとき受注者はその責を負うものとする。

(期 日)

- 第4条 受注者は、この業務を仕様書等により、発注者の指示する日時(以下「指定期日」という。)までに完了しなければならない。
- 2 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日に業務を完了することができないときは、その理由を明記して期日延期の請求をすることができる。この場合において、発注者はその請求を適当と認めるときは、これを承認することができる。
- 3 前項の請求は、指定期日までにしなければならない。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

(一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、この契約について、契約の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

(監 督)

第6条 発注者は、必要があるときは、発注者の指定する職員(以下「区職員」という。)をもって立会い及び指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(違約金の徴収)

第7条 受注者が指定期日に業務を完了しないときは、延滞日数1日につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)(以下「法定率」という。)を乗じて計算して得た額を違約金として発注者に納付するものとする。

(契約内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があるときは受注者と協議の上、この契約内容を変更し又は履行の中止をすることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第9条 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

(協議解除)

第10条 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、発注者は当該履行部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと受注者が認めるとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく発注者の監督の実施に当たり、区職員の指示に従わないとき、またはその職務の執行を妨害したとき。
- (5) 受注者が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたとき、又は受注者について破産の申立てがあったとき。

(6)前各号のほか、受注者がこの契約事項に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)第16条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2)業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3)受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)第12条の規定によらないで、受注者から契約解除の申し出があったとき。

(8)受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(9)公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(10)この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

ただし、受注者が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたため契約が解除されたとき、又は正当な理由による受注者からの申し出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

(1)前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 本条は、第7条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1)第8条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止せようとする場合において、その中止期間が4か月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2)第8条の規定により、発注者が契約変更しようとする場合において、契約金額が当初の2分の1以下に減少することとなるとき。

(賠償の予定)

第13条 受注者は、第11条の2第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第11条の2第10号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(代金の支払等)

第14条 契約代金又は契約保証金は、業務を完了後、受注者より提出された適正な請求書により30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 契約代金の支払が期限内に終了しないときは、発注者は延滞日数1日につき法定率を乗じて計算して得た額を受注者に支払うものとする。

3 契約代金の支払場所は、発注者の指定したところとする。

(相 殺)

第15条 発注者は、この契約において受注者から取得する金額があるときは、受注者に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺し、なお、不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡)

第16条 受注者はこの契約によって生ずる一切の権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(疑義の決定等)

第17条 この契約に定める条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とで協議の上定めるものとする。